

事例7 中部電力㈱によるダイヤモンドパワー㈱の株式取得

第1 本件の概要

本件は、一般電気事業者（注1）である中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）が、特定規模電気事業者（注2）であるダイヤモンドパワー株式会社（以下「ダイヤモンドパワー」という。）の株式を取得し、議決権の過半数を取得することを計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

（注1）一般の需要（特別高圧電線路又は高圧電線路から契約電力が原則として50キロワット以上の受電を行う需要者に対する電力供給分野（以下「自由化分野」という。）の需要を除いた、家庭用等の電力の需要のことをいう。）に応じ電気を供給する事業を営むことについて経済産業大臣の許可を受けた者であり（電気事業法〔昭和39年法律第170号〕第2条第1項第2号）、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）、関西電力株式会社等10社をいう。

（注2）自由化分野の需要者の需要に応じ電気を供給する事業を営むことについて経済産業大臣に届出をした者である（電気事業法第2条第1項第8号）。

第2 一定の取引分野

1 役務の範囲

（1）電気小売業

電気小売業については、自由化分野の需要者と規制分野の需要者が存在する。この点、自由化分野の需要者は、一般電気事業者及び特定規模電気事業者から電気の供給を受けることができるが（電気事業法第2条第1項第7号）、規制分野の需要者は、一般電気事業者からのみ電気の供給を受けることとされている（同項第1号）。

したがって、役務の範囲は、自由化分野の需要者向けと規制分野の需要者向けとに分けて画定することが適当であり、当事会社が競合している役務の範囲は、自由化分野の需要者向けのみであることから、本件では、「自由化分野の需要者向け電気小売業」を役務の範囲として画定した。

（2）託送供給事業

託送供給事業とは、一般電気事業者が、その供給区域（注3）に保有する送配電網を利用して、特定規模電気事業者等からの委託に応じて、当該特定規模電気事業者等の指定する需要者に電気を供給する事業をいう。この点、特定規模電気事業者は、託送供給以外の方法により送配電を行うことができないことから、当該役務と代替し得る役務は存在しない。

したがって、本件では、「託送供給事業」を役務の範囲として画定した。

(注3) 電気事業法により、各一般電気事業者に一般の需要に応ずる供給義務が課される区域をいう。

2 地理的範囲

(1) 自由化分野の需要者向け電気小売業

全国の自由化分野の実態として、ほとんどの需要者が一般電気事業者から電気の供給を受けており、また、一般電気事業者が他の供給区域の需要者に対して電気を供給した実績はごく僅かである。

したがって、自由化分野の需要者向け電気小売業の地理的範囲は、一般電気事業者の供給区域ごとに画定することが適当であり、中部電力は、同社の供給区域において電気小売業を行っており、ダイヤモンドパワーは、中部電力及び東京電力の供給区域において電気小売業を行っていることから、本件では、「中部電力の供給区域（以下「中部電力区域」という。）」及び「東京電力の供給区域（以下「東京電力区域」という。）」を地理的範囲として画定した。

(2) 託送供給事業

各一般電気事業者は、それぞれの供給区域内で独占的に託送供給事業を行っていることから、託送供給事業の地理的範囲は、一般電気事業者の供給区域ごとに画定することが適当であり、中部電力は、中部電力区域において託送供給事業を行っていることから、本件では、「中部電力区域」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 水平型企业結合

(1) 当事会社の地位

中部電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業については、当事会社の合算市場シェアは約100%（第1位）、HHIは約9,700となるものの、ダイヤモンドパワーの市場シェアは僅少であり、HHIの増分は約20となることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当し、また、後記の事情が認められる。

【平成24年度：中部電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	中部電力	約100%
2	A社	約0-5%
3	B社	約0-5%
4	ダイヤモンドパワー	約0-5%
	その他	約0-5%
合計		100%

(2) 競争事業者の状況

競争事業者として、ダイヤモンドパワーよりも市場シェアが大きいA社及びB社が存在するほか、80社程度の競争事業者(いずれも特定規模電気事業者)が存在する。また、後記2(2)のとおり、一般電気事業者である中部電力は、これらの競争事業者が新たな需要者への託送供給を希望する場合、これを正当な理由なく拒否し、また、不当な差別的取扱いをすることは困難である。

したがって、競争事業者の市場シェアは現状において必ずしも高くないものの、競争事業者からの一定程度の競争圧力が認められる。

(3) 参入圧力

特定規模電気事業者として自由化分野の需要者向け電気小売業に参入するに当たっては、法制度上、電気事業法第16条の2に基づく届出を行うことで足り、また、電力の託送供給を委託し電気小売業を営む場合には、新たに電線路等の設備投資を行う必要もないことから、参入障壁は低いと考えられ、実際に、全国的にみても特定規模電気事業者の新規参入者は、毎年増加傾向にある。

したがって、一定程度の参入圧力が認められる。

(4) 小括

以上のとおり、当事会社グループの市場シェアが約100%となるものの、ダイヤモンドパワーの市場シェアが僅少であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当すること、競争事業者からの競争圧力が一定程度認められること及び一定の参入圧力が認められることから、本件行為により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって中部電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業の取引分野における競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

2 垂直型企業結合

(1) 当事会社の地位

川上市場（中部電力区域における託送供給事業）については、中部電力の市場シェアは100%であり、川下市場（中部電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業）については、前記1のとおり、当事会社の合算市場シェアは約100%（第1位）となることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

(2) 中部電力による自社及びダイヤモンドパワーの競争事業者に対する託送供給事業に係る役務の供給拒否等（以下「投入物閉鎖」という。）

中部電力は、川上市場を独占しており、仮に自社及びダイヤモンドパワーの競争事業者に対する投入物閉鎖を行えば、当該競争事業者が川下市場から排除されるおそれがある。

しかしながら、現時点において川下市場における中部電力のシェアは、約100%であり、本件行為により川下市場における中部電力の地位は、ほとんど変わらないことから、中部電力が投入物閉鎖を行う能力及びインセンティブは、本件行為前後で変わることはない。また、経済産業大臣は、中部電力が正当な理由なく託送供給を拒否した場合、託送供給命令を行うことができ（電気事業法第24条の3第5項）、また、事前届出の対象である託送供給の条件を定めた託送供給約款が特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものである場合、当該約款の変更を命じることができる（同条第3項第5号）ことから、中部電力が投入物閉鎖を行うことは困難と考えられる。

(3) 小括

前記(2)の状況から、本件行為により、中部電力がダイヤモンドパワーの競争事業者に対する投入物閉鎖を行うことによる市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

3 混合型（地域拡大）企業結合

(1) 当事会社の地位

東京電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業については、ダイヤモンドパワーの市場シェアは約0-5%であるが、中部電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業については、前記1のとおり、当事会社の合算市場シェアは約100%（第1位）となることから、混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成24年度：東京電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	東京電力	約95%
2	C社	約0-5%
3	D社	約0-5%
4	ダイヤモンドパワー	約0-5%
	その他	約0-5%
合計		100%

(2) 混合型（地域拡大）企業結合による市場の閉鎖性・排他性

当事会社は、中部電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業において約100%の市場シェアを有しており、東京電力区域及び中部電力区域の双方で電気の供給を受ける需要者に対して、双方の供給区域における電気の供給を併せて行うことで、東京電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業における競争において優位となる可能性がある。

しかしながら、中部電力は、東京電力区域への円滑な参入を目指して本件行為を計画しているところ、東京電力区域における自由化分野の需要者向け電気小売業においては約95%の市場シェアを有する東京電力が存在すること等から、当事会社が直ちに競争上優位になる可能性は極めて低いと考えられる。

(3) 小括

前記(2)の状況から、本件行為により、混合型（地域拡大）企業結合による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。